

子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。)に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

1 財産処分を必要としない一時使用の範囲に関する特例

児童福祉施設等の補助施設等(※)であって、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」(令和3年3月31日子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)に基づき、施設の業務時間内の時間帯において、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、施設の業務時間外の時間帯や休日における一時使用と同様に、財産処分に該当せず、手続を不要とするものとする。

なお、この場合の一時使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合のことをいうものであり、本来の事業目的として使用しなくなった施設を他の用途に使用する場合や、他の用途に使用することによって本来の事業目的に支障をきたす場合には、財産処分の手続を必要とするものであること。

※ 児童福祉施設等の補助施設等

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金の補助事業により取得した児童福祉施設、婦人保護施設、児童相談所及び婦人相談所、保育所等整備交付金の補助事業により取得した保育所(分園を含む)、認定こども園又は小規模保育事業所、子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の補助事業により取得した保育所(分園を含む)、認定こども園又は小規模保育事業所及び次世代育成支援対策施設整備交付金により取得した次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令(平成17年厚生労働省令第79号)第11条第2項に規定する施設並びに少子化対策臨時特例交付金により取得し又は効用の増加した児童福祉施設等及び幼稚園。

2 申請手続の特例(包括承認事項)

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。

- (1) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の児童福祉施設等の補助施設等(※)

の財産処分（無償譲渡及び無償貸付に限る。）であって、譲渡又は貸付先が他の地方公共団体又は社会福祉法人で同一事業を継続するもの。

(2) 社会福祉法人が行う児童福祉施設等の補助施設等の財産処分（無償譲渡及び無償貸付に限る。）であって、譲渡又は貸付先が他の社会福祉法人、学校法人又は地方公共団体で同一事業を継続するもの。

(3) 経過年数が10年以上の児童福祉施設等の補助施設等の転用（厚生労働省承認基準別表及び社会福祉法第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業に掲げる事業への転用に限る。）

(4) 幼保連携型認定こども園等に係る保育所の以下の財産処分

① 保育所の一部を幼保連携型認定こども園における教育を実施する部分（以下「教育部分」という。）若しくは幼稚園機能に転用し、又は地方公共団体、社会福祉法人若しくは学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、教育部分又は幼稚園機能を設置することにより、認定こども園となる場合の財産処分。

② 保育所の一部を幼稚園に転用し、又は地方公共団体、社会福祉法人若しくは学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、幼稚園を設置する際の財産処分であって、次の要件を満たすことを市町村（特別区を含む。）が認めたもの。（①を除く。）

ア 保育所の一部を幼稚園に転用等することにより、保育所児の処遇が低下せず、かつ地域の子育て環境の向上を図ることが出来ること。

イ 地方公共団体の施策として、保育所と幼稚園の連携を推進することとされていること。

③ 保育所の全部を教育部分に転用し、又は地方公共団体、社会福祉法人若しくは学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、教育部分を設置することにより、届出を行い、又は認可を受けて幼保連携型認定こども園となる場合の財産処分であって、次の要件を満たすことを市町村（特別区を含む。）が認めたもの。（①を除く。）

ア 保育所の全部を教育部分に転用等することにより、保育所児の処遇が低下せず、かつ地域の子育て環境の向上を図ることが出来ること。

イ 地方公共団体の施策として、保育所と幼稚園の連携を推進することとされていること。

(注) ①～③の財産処分については、添付資料として写真を不要とする。

(5) 小規模保育事業所を保育所に転用し、又は地方公共団体、社会福祉法人若しくは学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、保育所となる場合の財産処分。（財産処分後に利用定員総数が増加する場合に限る。）

- (6) 社会福祉法人が行う補助財産取得後の抵当権の設定であって、厚生労働省承認基準第3の3(2)の要件を満たし、かつ、以下のいずれかの要件を満たすもの。
- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して補助財産を担保に供する場合
 - ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して補助財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (7) 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）により耐震化のため代替施設を整備する場合及び保育所等整備交付金により耐震化のため代替施設を整備する場合の児童福祉施設等の補助施設等の取壊し又は廃棄。（耐震診断等で耐震性に問題があることが客観的に証明できる場合に限る。）
- (8) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の児童福祉施設等の補助施設等の一部の転用（※）であって、次の条件をいずれも満たす場合
- ア 転用後の用途が別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等又は企業主導型保育事業を行う施設に限る。）であること。
 - イ 当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているものとの判断の下に行うものであること。
- ※ 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。

3 社会福祉施設等施設整備資金貸付金により取得した財産の処分

社会福祉施設等施設整備資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付を受けて取得した財産の処分を行う場合、補助金等と同様の取扱いとする必要があることから、この承認基準の特例を準用するものとする。

ただし、貸付金により取得した財産の処分に係る事務については、地方厚生（支）局長に委任されていないので留意すること。

4 国庫納付に関する承認の基準の特例

地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年以上の児童福祉施設等の補助施設等に係る財産処分であって、下記アに掲げる条件のいずれかに該当する場合又は、地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の児童福祉施設等の補助施設等の一部の転用（※）であって、下記イに掲げる条件を満たす場合については、厚生労働省承認基準第3の2の(1)に規定されていないものについても、同項に規定するものとして取り扱うことができることとする。（いずれの場合も、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

なお、本取扱いによる場合には、厚生労働省承認基準第3の2の(3)に規定する再処分に関する条件が付されるものとする。

ア 地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年以上の施設等の財産処分

- ① 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、重層的支援体制整備事業に使用する場合
- ② 交換により得た施設等において、重層的支援体制整備事業を行う場合
- ③ 重層的支援体制整備事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

イ 地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の施設等の一部転用

転用後の用途が別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等又は企業主導型保育事業を行う施設に限る。）であること。

※ 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。

別表（申請手続の特例（包括承認事項）とする財産処分後の施設等・国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の施設等）

- ・ 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）
- ・ 婦人保護施設
- ・ 児童相談所
- ・ 婦人相談所
- ・ 保育所（分園を含む）
- ・ 認定こども園
- ・ 小規模保育事業所
- ・ 次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令（平成17年厚生労働省令第79号）第1条第2項に規定する施設
- ・ 母子・父子福祉施設
- ・ 母子健康包括支援センター
- ・ 放課後児童健全育成事業を実施するための施設
- ・ 病児保育事業所
- ・ 企業主導型保育事業を行う施設
- ・ 保護施設（救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設）
- ・ 社会事業授産施設
- ・ 地域福祉センター
- ・ 隣保館
- ・ 生活館
- ・ ホームレス自立支援センター
- ・ へき地保健福祉館
- ・ 重層的支援体制整備事業を実施する施設
- ・ 社会事業授産施設
- ・ 障害福祉サービス事業を行う事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- ・ 障害者支援施設
- ・ 身体障害者社会参加支援施設
- ・ 児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）
- ・ 相談支援を行う事業所（障害者総合支援法及び児童福祉法に規定するもの）
- ・ 移動支援を行う事業所（障害者総合支援法に規定するもの）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム
- ・ 応急仮設施設
- ・ 地域移行支援型ホーム

- ・障害者総合支援法に規定するその他の施設
- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・小規模な介護老人保健施設
- ・小規模な介護医療院
- ・小規模な養護老人ホーム
- ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイ
- ・介護関連施設等における施設内保育施設
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

別紙様式

〇〇〇 第 号
(元号) 年 月 日

〔 厚生労働大臣
〇〇厚生(支)局長 〕 殿

補助事業者名

〇〇施設等施設整備費国庫補助金(*1)により取得した△△施設
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づき(*2)、次の処分について報告します。

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容					⑰処分予定年月日

3 経緯及び処分の理由

--

4 子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例の1の該当項目(番号を○で囲む。)

・地方公共団体 → (1) (3) (4) ① ② ③ (5) (7) (8)

・地方公共団体以外の者 → (2) (3) (4) ① ② ③ (5) (6) (7)

5 添付資料

- ・対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

- * 1 「〇〇施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。
- * 2 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名（例：医療施設近代化施設）を記載すること。
- (2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例：〇〇施設を□□施設（定員〇名）に転用。
〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設（定員〇名）と□□施設（定員〇名）に変更。
〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。
社会福祉法人〇〇に譲渡し、同一事業・定員で継続。
〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例の1の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 承認基準の特例1の(4)の場合には、写真は添付しなくても構わない。
- (3) 間接補助事業については、施設設置者（間接補助事業者）からの財産処分報告書の写しを添付すること。
- (4) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (5) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

年金特別会計子どものための金銭の給付勘定補助金に係る承認基準の特例

年金特別会計子どものための金銭の給付勘定補助金（厚生保険特別会計児童手当勘定、年金特別会計児童手当勘定並びに年金特別会計児童手当及び子ども手当勘定補助金を含む。）に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。）に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

1 財産処分を必要としない一時使用の範囲に関する特例

児童厚生施設等の補助施設等（※）であって、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、施設の業務時間内の時間帯において、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、施設の業務時間外の時間帯や休日における一時使用と同様に、財産処分に該当せず、手続を不要とするものとする。

なお、この場合の一時使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合は、他の用途に使用することによって本来の事業目的に支障をきたす場合には、財産処分の手続を必要とするものであること。

※ 児童厚生施設等

平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）、平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業等実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設並びに平成26年4月1日雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童健全育成事業等実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。

- (1) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の児童厚生施設等(※)の財産処分(無償譲渡及び無償貸付に限る。)であって、譲渡又は貸付先が他の地方公共団体又は社会福祉法人で同一事業を継続するもの。
- (2) 社会福祉法人が行う児童厚生施設等の財産処分(無償譲渡及び無償貸付に限る。)であって、譲渡又は貸付先が他の社会福祉法人又は地方公共団体で同一事業を継続するもの。
- (3) 経過年数が10年以上の児童厚生施設等の転用(厚生労働省承認基準別表に掲げる事業及び社会福祉法第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業に掲げる事業への転用に限る。)
- (4) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の児童厚生施設等の補助施設等の一部の転用(※)であって、次の条件をいずれも満たす場合
- ア 転用後の用途が別添2の別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等(厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等又は企業主導型保育事業を行う施設に限る。)であること。
- イ 当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているものとの判断の下に行うものであること。
- ※ 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。

3 国庫納付に関する承認の基準の特例

地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年以上の児童厚生施設等の補助施設等に係る財産処分であって、下記アに掲げる条件のいずれかに該当する場合又は、地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の児童厚生施設等の補助施設等の一部の転用(※)であって、下記イに掲げる条件を満たす場合については、厚生労働省承認基準第3の2の(1)に規定されていないものについても、同項に規定するものとして取り扱うことができることとする。(いずれの場合も、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。)

なお、本取扱いによる場合には、厚生労働省承認基準第3の2の(3)に規定する再処分に関する条件が付されるものとする。

ア 地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年以上の施設等の財産処分

- ① 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、重層的支援体制整備事業に使用する場合
- ② 交換により得た施設等において、重層的支援体制整備事業を行う場合
- ③ 重層的支援体制整備事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合(建て替えの場合等)

- イ 地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の施設等の一部転用
転用後の用途が別添2の別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等又は企業主導型保育事業を行う施設に限る。）であること。
- ※ 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。